

2004.3.10 発行

<http://www.chouyou25.jp/>

## 捜索願

不明者捜索 キャンペーン  
渡辺 康隆(25 回代表幹事)

先日、31 回荒木に会った時です。

うち(25 回)の HP と CD を見て、その出来映え・情報量に完膚無きまでにやられたけど、31 回の唯一自慢は不明者ゼロだそうで、どうださすがの 25 回も真似できないだろうと言わんがばかりに、自慢されました。

彼らも卒業 25 周年記念を目指し、先ずは名簿を充実させる事から始めましたが、25 周年記念イベントより名簿を完璧にする事が主目的に代わり、法律違反ギリギリのやばい手を使ってまで調べ上げた結果、「不明者ゼロ」を実現したのでした。

この荒木の話、挑戦状と理解、うちもやってやろうじゃないか。

何とか全員捕捉してみせる。

売り言葉に買い言葉で、またまた妙なミッションを設定しちゃったけど、不明者が少なくなることは、究極の目標の「全員集合」に一歩近づく事にもなるので、「不明者捜索キャンペーン」を始めることにしました。

以下に現在の不明者を列挙します。

A:井上定、内田尚夫、中村隆夫、福田宏、嶺元晴

B:上野博、甲泰宏、小島正之、米沢文彦

C:丸藤順一

D:岡本真人

E:大谷純一郎、溝口謙、山崎茂雄、山田匠

F:鈴木輝男、松尾健、渋谷洋子

G:田村寿朗、長谷部雅明、森田康夫

H:なし

(岡本は一旦見つかったと思ったらその後行方不明になっちゃった)

名前を見て、顔がぱっと浮かぶ奴とか、逆にそんなの居たの?とか、ですが、何となくすぐ見つけたりそうなのは、A 井上、福田、B 米沢、E 大谷、G 森田あたりか。

逆にむずかしそうなのが、A 嶺、E 山田匠、F 松尾かな。

ここに挙げた面々の消息がわかる方、是非一報をよろしく。

全員捕捉できるまでキャンペーンは続けたいけど、間延びして、だだだも嫌なので、期間を決めます。

今年上期 6 月末までとします。

連絡は下のアドレスへお願いします。

もちろん住所変更等の連絡も随時受け付けています。

kanji@chouyou25.jp

全員捕捉に何処まで近づけるか、今からちょっとワクワクしています。

## 連 載

「シックハウス」のお話

C組・粟屋 光弘

株式会社 三菱地所設計 構造設計部

### その2 建築基準法が改正された

#### 建築基準法改正の概要

建築基準法は元々建物の基本的基準として、国民の生命を建物が奪うことがないように定められています。従って、地震・台風による倒壊、火災などによって死者が出ないということが、建築基準法による規制のコンセプトです。シックハウス問題は、まさに生命に影響する重要な問題として、建築基準法の規制対象となるべきであり、国会での野党からの政府に対する追及を経て、一昨年、シックハウス対策の改正がなされました。

この改正基準法が昨年7月1日以降着工する建物に適用されるようになり、住まいにおけるシックハウス問題が解決に向かったと言えます。

基準法改正の内容は、大きく分けて3つあります。

「有機リン系防蟻剤クロルピリホスの使用禁止」、「ホルムアルデヒドを含む材料の使用面積制限」、「機械換気設備の設置義務化」です。

大手のハウスメーカーでは、すでに有機リン系の薬剤を使用していません。ホルムアルデヒドに関しても面積制限を受けない建材を主に使用することで解決を図れます。

問題は機械換気の義務化への対応です。機械換気に関する十分なノウハウを持つ供給者は必ずしも多くなく、建物のコストアップも少なくないため、マンションデベロッパーやハウスメーカーには頭の痛いところと言えます。

#### 基準法改正の問題点

既に適用をうける建物が着工され始めて約半年が経過しています。

しかしマンションデベロッパーやハウスメーカーが、機械換気の標準装備を前面に押し出している様子はあまり見かけません。

機械換気の方法は千差万別で、その方法の差異は十分差別化になるはずであるのに、あえて売りにする供給者が少ないのは何故でしょうか。

問題は基準法の内容にもあるとも言えます。国民の生命に関わる問題を解決するために換気をすればいいという基準法は、これまでの自然な流れである個人の求める快適性と、国の進める省エネ性を無視した、ある意味矛盾を抱えたものとも言えなくもありません。

健康のため換気は必要であるのは間違いありません。ただ換気をすればいいということであれば、一年中窓を開け放てば良いわけですから簡単です。

しかし、真冬や真夜中に、そのようなことはできません。ましてや、窓を開けながら暖房や冷房をすれば、地球を暖めたり冷やしたりしているようなものですから、省エネや環境問題に大きな影響がありますし、何よりそのような電気代などの光熱費を負担はできません。

機械換気をするということは、防犯上の問題を除けば、窓を開け放つことと同じようなものです。

基準法を守って作られた住まいでも、快適性や省エネ性に関する問題を解決しなければ、高断熱なのに寒く、高気密なのに不快で、光熱費の高い住まいになってしまうこととなります。

そこで、マンションデベロッパーやハウスメーカーの多くは、基準法改正に合わせた各供給者の機械換気標準化について、あえて触れないように努めているようにも見受けられます。

#### 解決策の一例

では、この健康と快適性の両立が不可能かということ、決してそのようなことはありません。

窓開けと同じようなすきま風を入れる機械換気、成り行きまかせの機械換気を避け、温度や湿度をコントロールし、快適で省エネ性の高い機械換気をすればいいわけです。

まず大切なことは、決められたところから計画的に空気の出し入れをすることです（計画換気と言われています）。そのためには、建物の気密性を高くして、一カ所で外の新鮮空気と室内の汚れた空気を出し入れすることにより、暖冷房したエネルギーの回収や、湿気のやり取り、フィルターによるホコリや花粉の除去などが可能となります。機械換気で室内空気を引っぱたり、押し出したりしても、外に空気が漏れない、または外から空気が入らない高い

気密性が建物に必要です。

ただ、換気扇を回しっぱなしにして、吸気口や建物のすき間から吸気や排気をするような考え方は捨てなくてはなりません。

また、換気扇の種類が重要です。吸気だけ、排気だけをするタイプは無論のこと、熱の回収や湿気のやりとりのできるタイプが必要ですし、フィルターの性能も折角ですから高いものを選びたいものです。

このような換気扇に、セントラル換気システムと言われるダクトを用いた換気システムがあります。気密性の高い建物にセントラル換気システムで熱や湿気の交換ができ、高性能フィルターを装備したものを入れれば、健康と快適性の両立問題は解決できそうです。

しかし、それでも問題が無いわけではありません。セントラル換気システムにしても、健康に必要な最低の換気量がわずかな量であるために、建物中満遍なく新鮮な空気で満たされているかということ、各部屋の吹き出し口や機器の吸い込み口近くが過度に換気され、それらから離れた場所が、換気不足になっている可能性もあります。

それでも、吸気だけ、排気だけ機械で行い、あとは成り行きにまかせる多くの建物に比べれば、はるかに健康的で快適、省エネな建物と言えると思います。

《続く》

\*\*\*\*\*

バックナンバーをご覧になりたい方は、  
<http://www.chouyou25.jp/shukan-shinjuku/> より、見ることができます。

では、また来週！  
感想などは、 [henshu@chouyou25.jp](mailto:henshu@chouyou25.jp) 迄お送り下さい。

「週刊新宿」(毎週一回発行予定)  
発行元：朝陽同窓会新 25 回同期会  
発行人：25 回代表幹事 渡辺康隆  
編集長：斎藤 成  
編集：斎藤 成、渡辺 康隆  
編集技術：土橋 英三  
Website： <http://www.chouyou25.jp/>  
お問い合わせ： [henshu@chouyou25.jp](mailto:henshu@chouyou25.jp)  
(C)2003 Chouyou25 All Rights Reserved 無断転載禁止